

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）（第二条関係）	2
○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第三条関係）	3
○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第四条関係）	5
○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八十三号）（抄）（第五条関係）	6
○ 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）（抄）（第五条関係）	7
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第六条関係）	8

改 正 案	現 行
<p>（職権の委任） 第二十二條（略） 2 法第四十一条の五、第五十条の第二十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の三第五項、第五十条の六第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の七第五項、第五十条の十六第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十二、第五十六条の二の二十二、第五十六条の四及び第五十六条の五の規定並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。</p>	<p>（職権の委任） 第二十二條（略） 2 法第四十一条の五、第五十条の六第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の七第五項、第五十条の十六第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十二、第五十六条の二の二十二、第五十六条の四及び第五十六条の五並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>25 23（略）</p> <p>24 法附則第十五条第二十一項及び第四十五項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。</p> <p>25 46（略）</p>	<p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>25 23（略）</p> <p>24 法附則第十五条第二十一項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するものとする。</p> <p>25 46（略）</p>

改正案	現行
<p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二及び第七百七条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p> <p>七〇十一 （略）</p> <p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条第一項並びに第五十三条第一項（都市再生特別措置法第三十六条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに都市計画法第五十三条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項</p> <p>十三〇十六 （略）</p>	<p>第九条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条</p> <p>七〇十一 （略）</p> <p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条第一項並びに第五十三条第一項並びに同法第二項において準用する同法第五十二条の二第二項</p> <p>十三〇十六 （略）</p>



○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 港灣法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十五条の五、第五十条の十三及び第五十条の二十四〇六十三（略）</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 港灣法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項、第四十五条の六、第五十条の十三及び第五十条の二十</p> <p>二十四〇六十三（略）</p> <p>二・三（略）</p>

○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾整備事業（次に掲げる事業をいう。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 港湾法第四十八条の四第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業</p> <p>ニ～ヘ （略）</p> <p>六～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾整備事業（次に掲げる事業をいう。）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業</p> <p>ニ～ヘ （略）</p> <p>六～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（実施に関する計画を定める事業）</p> <p>第二条 法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものに係るものとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 港湾法第四十八条の四第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業</p> <p>二十二～二十九 （略）</p>	<p>（実施に関する計画を定める事業）</p> <p>第二条 法第四条第二項第三号ロの政令で定める事業は、前条に規定する事業のうち次に掲げるものに係るものとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業</p> <p>二十二～二十九 （略）</p>

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸出入等関連業務の範囲） 第一条（略） 2～6（略） 7 法第二条第二号トに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、<u>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四</u>第一項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）に規定する国土交通省令で定める申請等又は同号に規定する処分通知等とする。</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲） 第一条（略） 2～6（略） 7 法第二条第二号トに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、<u>港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二</u>第一項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）に規定する国土交通省令で定める申請等又は同号に規定する処分通知等とする。</p>